

「配偶者」とは？ 遺族年金を受け取る

弁護士

大坂 恭子

当事務所の佐久間と担当したケースで遺族年金を受給できる配偶者が、戸籍上の妻なのか、実質的な妻なのかが争われ、厚生労働大臣が社会保険事務所の判断を覆した事件があります。

遺族厚生年金は、亡くなった方の死亡当時、その方と生計を一にした「配偶者」に支給されますが、この「配偶者」には、婚姻届を出していなくても、事実上婚姻関係がある方が含まれます。

ただし、他に戸籍上の配偶者がいる場合には、その婚姻関係がすでに「形骸化」し、その状態が「固定化」していなければ、実質的な配偶者は年金を受給できないというのが最高裁の考え方です。

今回の依頼者の方は、亡くなった男性と長年一緒に暮らし、男性が癌の闘病生活を送った最後の3年間も必死に看病にあたっていました。ところが、社会保険事務所は、戸籍上の妻が受給者だと形式的に判断をしたのです。

しかし、十数年来同居して夫婦同然に暮らしてきた妻が何も受給せず、長年別居して闘病生活中にも、その事情を知らながらほとんど接触しなかった妻が、突然、男性の死亡により年金を得るとするのは、余りに受け入れがたい結果です。

今回は、右の最高裁の考え方に照らし、依頼者の不服申立が認められ、最後まで闘病生活に付き添った実質上の妻が年金受給者と判断されました。亡くなられた男性の意思を推察しても、これが本来の結果であると思うと、大変嬉しい判断でした。